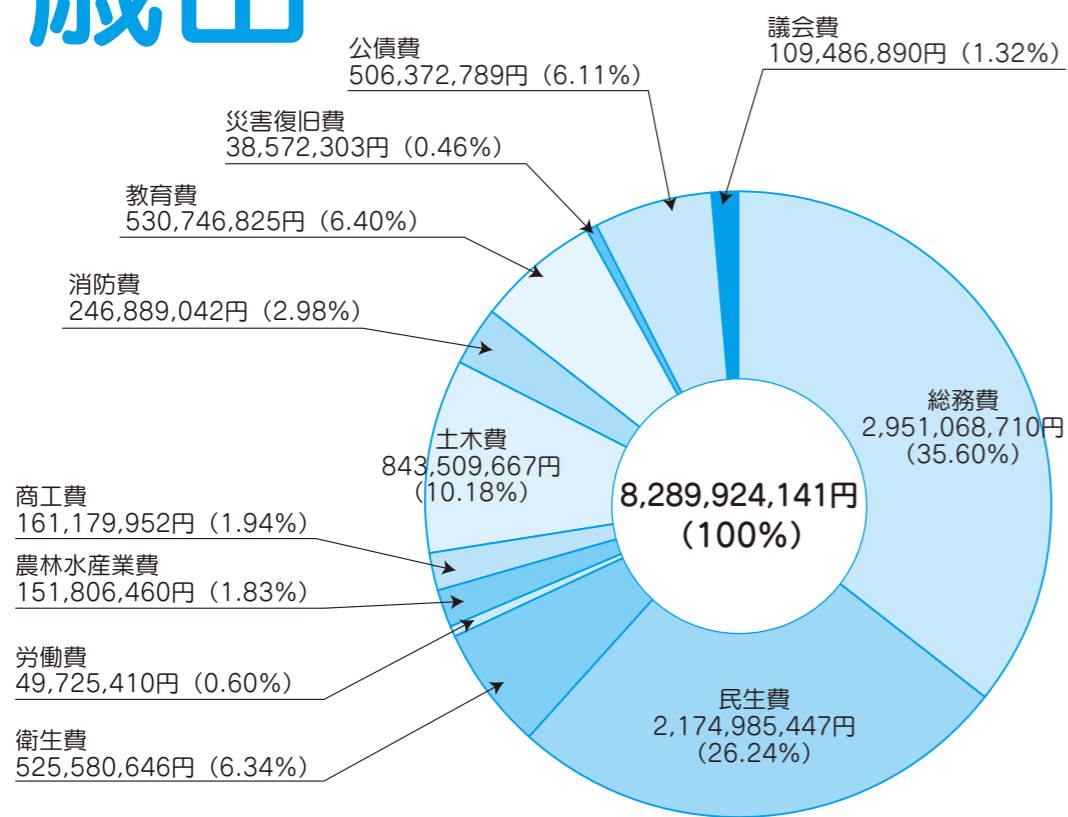


令和3年度 町の決算状況を報告します

一般会計 歳出



歳出科目の説明	
議会費	町議会議員の報酬、町議会などの開催に要したお金
総務費	人事や財政などの管理経費、出納事務、企画、税務などの事務に要したお金
民生費	高齢者や障がい者、児童の福祉サービス、施設整備、各種援護対策に要したお金
衛生費	町民の健康増進、各種医療対策、ごみ処理などの環境衛生対策に要したお金
労働費	中小企業勤労者への融資制度、勤労青少年ホームの管理運営に要したお金
農林水産業費	農・林・水産業および畜産の推進・振興に要したお金
商工費	町内商工業の振興、観光振興などに要したお金
土木費	町道や河川、町営住宅の整備、都市公園などの維持管理に要したお金
消防費	地域の防災力強化、広域消防の負担金、消防団活動・運営などに要したお金
教育費	小中学校などの管理運営や施設整備、生涯学習の推進、施設の管理に要したお金
災害復旧費	大雨や暴風、地震などの災害で被害を受けた施設の復旧に要したお金
公債費	町の事業で借り入れたお金の返済に要したお金

一般会計の
町民一人あたりの
総支出額は
616,580円
(人口13,445人 令和4年3月31日現在)

【指標の説明】

実質赤字比率・市町村の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
連結実質赤字比率・すべての会計の赤字・黒字を合算し、市町村全体としての赤字の程度を示す比率です。
実質公債費比率・市町村の借入金の返済分等の大きさを指標化し、財政負担を見るための比率です。
将来負担比率・市町村の借入金や将来支払が見込まれる負債分を指標化し、将来の負担を示すものです。
資金不足比率・公営企業の事業規模に対する資金の不足額の比率を示し、経営状況を把握するものです。

財政健全化判断化率・資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度決算に係る健全化判断比率等を公表します。

町の令和3年度決算に基づく比率は、国の基準である早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準を下回っている状況です。

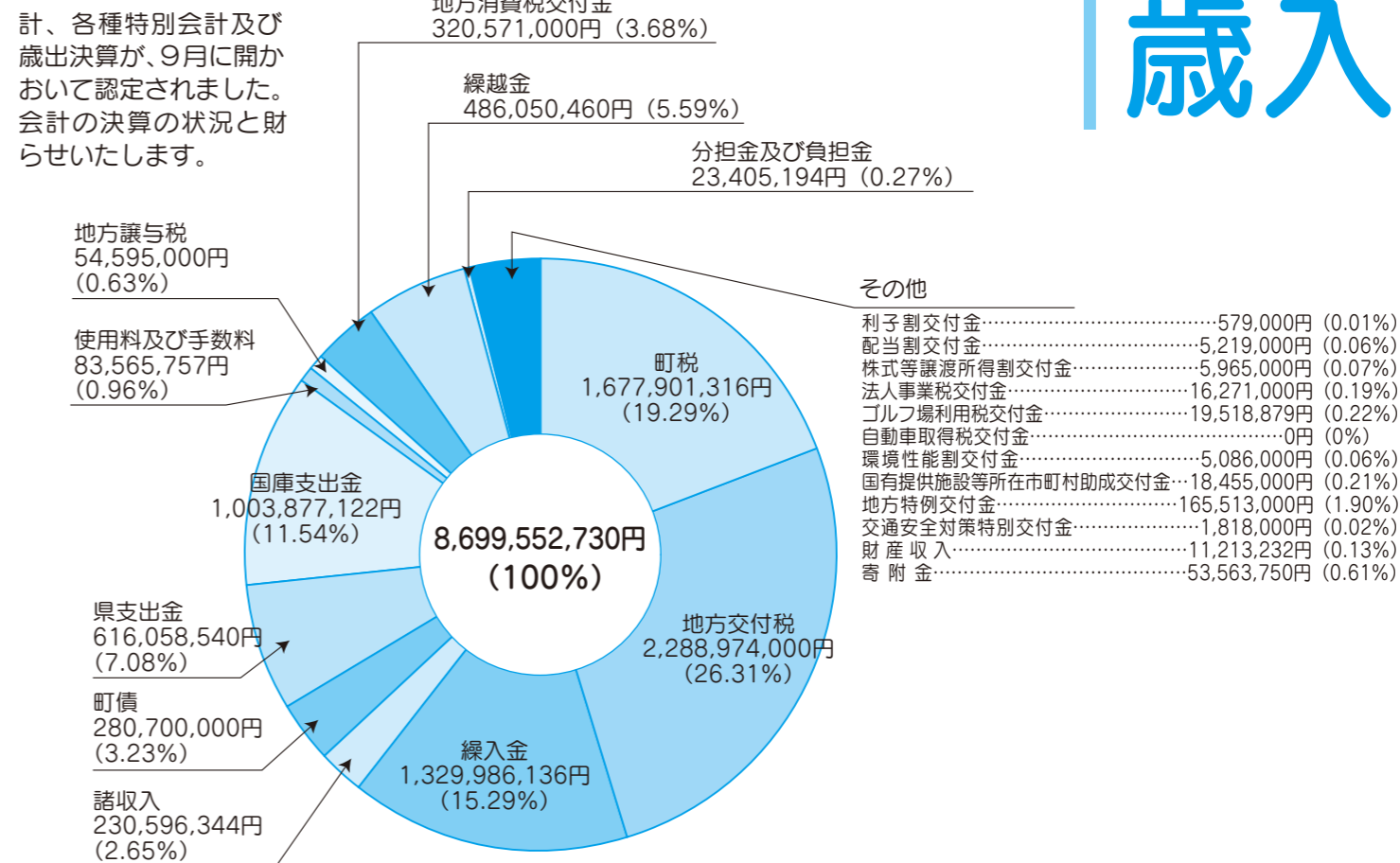
■健全化判断比率

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15%	20%
連結実質赤字比率	—	20%	30%
実質公債費比率	7.4%	25%	35%
将来負担比率	6.7%	350%	—

■資金不足比率

会計名	比率	経営健全化基準 (国の基準)
観瀾亭等特別会計	—	20%
下水道事業特別会計	—	
水道事業会計	—	

一般会計 歳入



歳入科目の説明	
町税	町民税、固定資産税、軽自動車税など、町民の皆さんが納めたお金
地方交付税	全国どの市町村でも一定の行政サービスが行えるように国から交付されるお金
繰入金	財政調整基金などの基金や他の会計から繰り入れして運用したお金
諸収入	町のホームページの広告掲載料など、他の歳入科目に含まれないお金
町債	事業経費の財政負担の平準化や世代間負担の公平化を図るため借り入れたお金
県支出金	町が行う事業に対し、必要性に応じて県から交付されるお金
国庫支出金	町が行う事業に対し、必要性に応じて国から交付されるお金
使用料および手数料	町施設利用や住民票の交付など、特定の事務サービスに対し負担いただくお金
地方譲与税	国税を客観的な基準で町に譲与されるお金
地方消費税交付金	地方消費税の一部を人口と従業員数で按分して県から交付されるお金
繰越金	前年度、決算の剰余金を翌年度に受け入れたお金
分担金および負担金	町の行う事業により利益を受ける方から負担していただくお金

特別会計決算

特定の事業を行うために一般会計と分けて設置される特別会計には国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各会計があり、他の企業会計として水道事業と下水道事業があります。各会計の決算概要は次のとおりです。

特別会計名	歳入決算額	歳出決算額
国民健康保険	1,822,557,955円	1,756,899,382円
後期高齢者医療	204,595,378円	203,934,192円
介護保険	2,026,514,658円	1,909,826,367円
介護サービス	8,484,690円	8,484,690円
観瀾亭等	67,698,008円	58,535,925円
松島区外区有財産	1,531,384円	1,339,679円
下水道事業	1,017,785,819円	1,001,969,725円
水道事業 (収益的収入および支出)	609,999,365円	543,601,716円
水道事業 (資本的収入および支出)	589,520,516円	689,669,295円